

広島県告示第八百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年八月二十七日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	平成二十二年広島県告示第六百六十七号	
	広島県広島市安佐南区高取北地内	
所在地		
土砂災害警戒区域	区域の名称	高取北三丁目九―二（二八〇）
	土砂災害の発生の原因と自然現象の土砂災害の発生原因	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	高取北三丁目九―二（二八〇）
	土砂災害の発生の原因と自然現象の土砂災害の発生原因	急傾斜地の崩壊